

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要綱等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員」という。）と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、印刷局の本局及び各業務運営機関において業務、財産の状況及び財務大臣に提出する書類を調査しました。

また、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が通則法、印刷局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他印刷局の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、印刷局の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

2 監査の結果

- (1) 印刷局の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムの構築・運用状況に関しては、理事長のリーダーシップが発揮できる環境が整備・強化されており、内部統制システムに関

する理事長の職務の遂行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

なお、中長期的な業務運営、人材育成及び内部統制・リスク管理等に係る継続的な取組について、引き続き注視していきます。

- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表等に対する会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、法令等に従い、印刷局の状況を正しく示しているものと認めます。

3 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

調達等合理化計画の取組状況、給与水準の状況、理事長の報酬水準の妥当性及び保有資産の見直し状況については、適正、適切又は妥当であると認めます。

令和8年6月10日

独立行政法人国立印刷局

監事 光本 滋

監事 新井 清

監査報告（事業報告書及び財務諸表等）

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項及び同条第3項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要綱等に基づき、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、印刷局の当該事業年度に係る事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は法令に従い、印刷局の状況を正しく示しているものと認めます。

令和8年6月10日

独立行政法人国立印刷局

監事 光 本 滋

監事 新 井 清